

院内感染対策の指針

1. 院内感染対策に関する考え方

- 高松赤十字病院は、『患者さんが安心して、安全な医療が受けられる環境を提供する』ために、院内感染対策の指針を定め、感染予防と拡大防止の観点から感染防止対策に取り組む。

2. 院内感染対策のための委員会等、組織に関する基本的事項

- 感染防止対策においては、院内各部の職員は横断的に協力する。
- 院内の感染対策を効率的に実施していくために、以下の組織を設置する。

1) 院内感染対策委員会

- ◆ 院内感染対策を迅速に実施するために、管理部門および各部門の代表者等より組織し、毎月一回の定例会議を開催する。
- ◆ 病原体検出状況や抗菌薬使用状況の把握、院内環境の調整、感染症発症時の対処等に関する検討を行う。
- ◆ 決議事項を職員へ周知する
- ◆ 緊急時は、臨時会議を開催する。

2) 感染対策室

- ◆ 院内感染対策に関する問題把握および院外との対応（本社・行政機関への報告、病院間相互評価や合同カンファレンスの企画・運営等）を行うために感染対策室を配置する。

3) 感染対策チーム（ICT）

- ◆ 多職種で構成する感染対策チーム（ICT）は、定期会を開催し職種横断的に院内感染対策を行う。

4) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

- ◆ 広域抗菌薬等の使用患者をモニタリングし、AST カンファレンス等での検討結果を主治医にフィードバックする。

3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- 全職員を対象にした院内感染防止講習会を年二回以上実施する。また、部門別感染対策を充実するために、各部門において研修会を開催する。
- 必要に応じて、臨時講習会を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 院内検出菌の動向を把握するために、感染情報レポートを各部署へ毎週報告する。
- 耐性菌検出状況を院内感染対策委員会へ、毎月提出する。
- 問題となる病原菌が検出された場合、感染対策室へ連絡する。主治医は感染症患者発生届を医療安全推進室に提出する。

5. 集団感染発生時の対応に関する基本方針

- 同一菌による複数の感染・疑い事例が発生した場合は、感染対策室へ連絡する。
- 感染対策室および ICT は、早期に対応策を講じ、感染症の拡大防止に努める。
- 緊急時には院内感染対策委員会を臨時に開催するほか、再発防止に向けた職員教育を実施し、改善策の徹底を図る。
- 報告が義務付けられている感染症が発生した場合は、速やかに高松市保健所ならびに日本赤十字社医療安全課へ報告する。
- 感染症が継続して発生する場合、日本赤十字社 感染制御のための相談ネットワークへ相談する。

6. 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- 本指針は、当院ホームページにおいて閲覧できるようにし、入院患者・家族、来院の方々に、感染対策の理解と協力を得るよう努める。
- 近隣で流行している感染症について、掲示物等で院内へ注意喚起を行う。

7. 院内感染対策を推進するための基本方針

- 院内感染対策のために「院内感染対策マニュアル」を整備し、定期的な見直しを行う。
- 職員は、「院内感染対策マニュアル」を理解するとともに、マニュアルに記載された感染対策を遵守する。

平成 21 年 8 月 1 日作成
平成 26 年 5 月 23 日改訂
平成 30 年 7 月 1 日改訂
平成 31 年 4 月 1 日改訂
令和 5 年 5 月 11 日改訂